

議案第39号

武藏野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 当該非常勤職員の養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び再度任用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	アの改正

<p><u>ない非常勤職員</u></p> <p>イからエまで (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武藏野市条例第7号。以下「給与条例」という。）第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>イからエまで (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 武藏野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武藏野市条例第7号。以下「給与条例」という。）第23条第1項及び<u>武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</u>（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当</u></p>
--	---

	<p><u>該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	条の追加
(委任) 第12条 (略)	(委任) 第14条 (略)	条の繰下げ

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第2条第1号アに規定する職員による育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。